

**国民健康保険  
高齢受給者証をお送りします**

現在、国民健康保険被保険者の70歳から74歳までの方へ発行していただきます高齢受給者証の有効期限は、平成20年7月31日までとなっており、平成20年8月1日以降の高齢受給者証は、平成19年中の所得で負担割合を計算し直したものを平成20年7月下旬にお送りします。

なお、現役並み所得者（一部負担金割合3割）以外の方の医療機関でお支払いする一部負担金の割合は、平成21年3月31日まで1割です。



**津久見市国民健康保険  
健康家庭に関する  
表彰規程が変わりました**

これまでの規定に、「特定健康診査受診世帯」が加わり、次のようになりました。

◎津久見市国民健康保険被保険者のうち、特定健康診査受診世帯であって世帯内の被保険者全員が1年（表彰年度の前年の会計年度をいう。）以上、療養の給付及び療養費の支給を受けず、かつ、当該期間中における国民健康保険税を完納している世帯。

**退職医療制度**

長い間、会社や役所などに勤め、退職して国保に加入した人は、65歳になるまでの間、退職者医療制度による医療を受けることとなります。

対象となる条件は ①国民健康保険に加入している ②65歳未満である ③厚生年金や各種共済組合などの年金を受け、その加入期間の合計が20年（または40歳以降10年）以上ある の3つで、この条件のすべてに当てはまる人およびその被扶養者（所得制限有り）が、この制度の適用を受けられます。

**退職被保険者となる日**

年金の受給権が発生した日（60歳以上の方は誕生日の前日・60歳未満の方は裁定月の初日）が、退職被保険者となる日です。受給権が発生し、年金証書が送られてきます。証書を受け取ったら14日以内に届け出てください（印鑑、保険証、年金証書が必要）。

**窓口負担割合（一部負担金）**

- ・退職被保険者及び被扶養者…3割
- ・小学校就学前の被扶養者…2割

**退職者の保険税**

退職被保険者の保険税は、一般の国保の被保険者の場合と同じです。

**国民健康保険税を納付しましょう**

**保険税の納税義務者**

国民健康保険の被保険者のいる世帯の世帯主が納税義務者になります。

※世帯主が他の健康保険に加入していても、世帯の中に国民健康保険の被保険者がいるときは、世帯主が擬制世帯主として納税義務者になります。納付書や通知書は、世帯主が国民健康保険に加入していなくても世帯主のお名前で届きます。



**☆保険税は納期限内に納めましょう**

保険税がきちんと納められていないと、医療費の確保ができなくなり、安心してお医者さん等にかかることができません。安心して医療を受けられるように、保険税を必ず納めましょう。

**☆保険税の納付（普通徴収）は口座振替で！**

保険税の納付には、口座振替をご利用ください。毎月保険税を納めに行く手間が省けるだけでなく、納め忘れの心配もありません。

※口座振替手続きに必要なもの……印かん(口座届出印)・口座番号